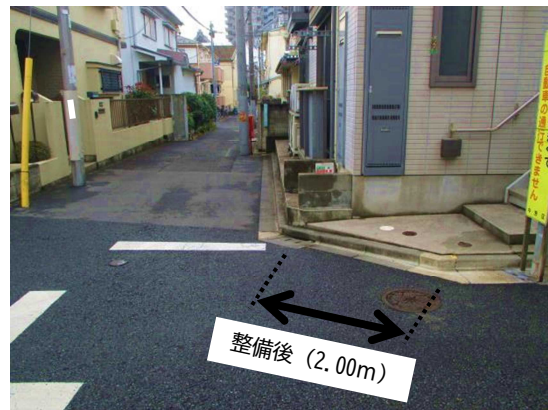


狭あい道路拡幅整備事業

安全で快適に住めるまちづくり

1 狭あい道路拡幅整備事業とは

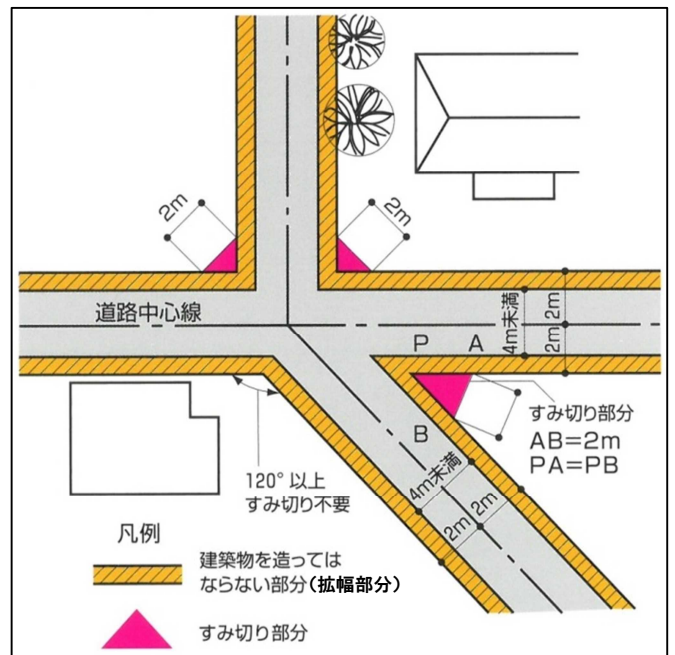
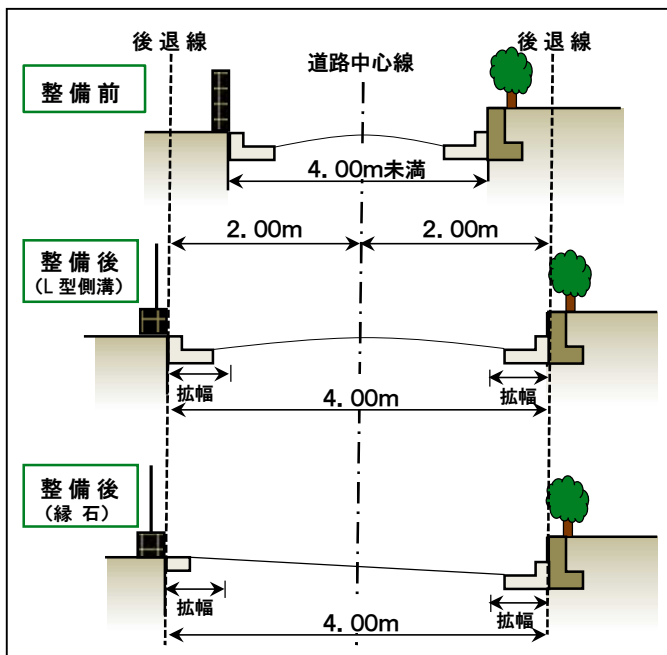
私たちの身近にある生活に欠かすことのできない道路は、快適な住環境を確保し、災害時の安全性を高める上で非常に重要な役割を持っています。しかし、中野区では道幅が4メートルに満たない狭あい道路が多く、緊急車両活動への支障や、人・自転車・ベビーカーなどの通行の危険性、介護サービスへの支障などの問題を抱えています。そこで、区では中野区生活道路の拡幅整備に関する条例に基づき、狭あい道路を拡幅整備し、安全で快適なまちづくりを進めています。



2 整備の対象

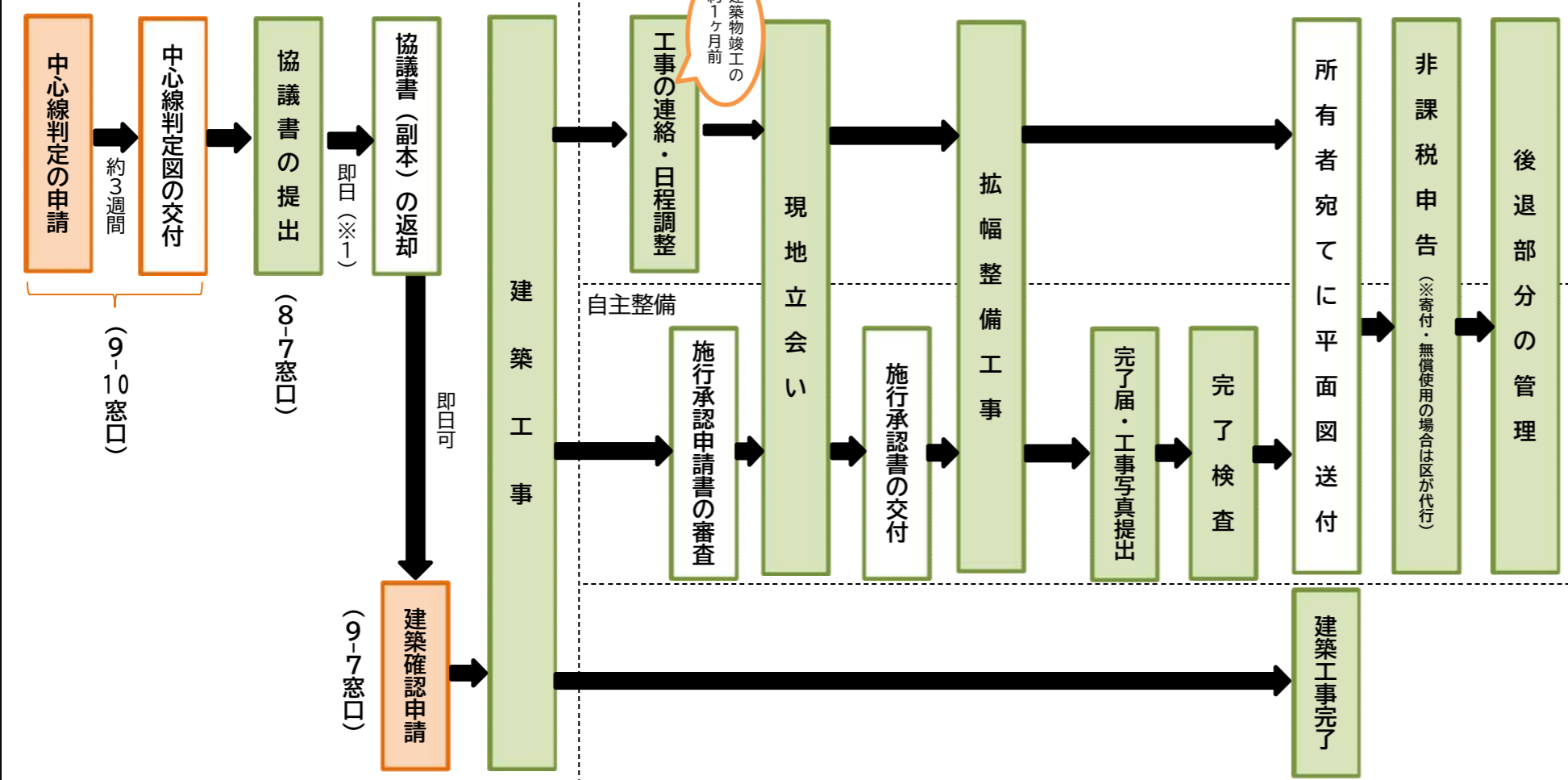
次に掲げるもので、区長と建築主等が協議して定めた土地部分

- (1) 建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）の後退部分
- (2) 建築基準法第42条第1項5号道路（位置指定道路）の後退部分のうち、区長が特に必要と認めたもの
- (3) 東京都建築安全条例第2条により道路状に整備しなければならない部分（隅切り部分）



中野区

3 狭あい道路拡幅整備協議の流れ



(※1) 内容により、数日かかる場合があります

5 整備協議の必要書類 (※予め正本と副本を分けてご用意ください)

(1) 共通

- ① 生活道路拡幅整備協議書 (正・副) 計2部
- ② 案内図 (正・副) 計2部
- ③ 中心線判定図の原本
(※本人確認用の書類となりますので必ずお持ちください)
- ④ 中心線判定図の写し (正・副) 計2部
- ⑤ 整備承諾書 (正・副) 計2部 (※区整備の場合)
- ⑥ 私道の通行等の承諾に関する確認書
(※整備対象区域の前面道路に私道を含む場合)
- ⑦ 整備工事施行承認申請書 (位置図等の必要添付書類を含む)
(正・副) 計2部 (※自主整備の場合)
- ⑧ 敷地分割図 (正・副) 計2部
(※1敷地を分割して協議する場合)

【注意】敷地を分割して協議する場合は、各々の分割敷地についての協議が必要です。

【注意】中心線判定の申請時から所有者変更している場合は、登記簿謄本 (写しでも可) もしくは売買契約書の写しも合わせてご提出ください。

4 拡幅整備の種類

前面道路	整備主体	管理主体	使用権原	非課税申告
公道 (特別区道 区有通路 認定外道路)	区	区	寄付 (所有権移転有り)	区が代行します
			無償使用 (※特別区道のみ選択可)	区が代行します
	建築主	区	寄付 (所有権移転有り)	区が代行します
			無償使用 (※特別区道のみ選択可)	区が代行します
私道	区	所有者(権利者)	自主管理	所有者等で行ってください
	建築主	所有者(権利者)	自主管理	所有者等で行ってください

(2) 管理方法によって異なるもの

<寄付の場合> (前面道路が区道・区有通路・認定外道路で、境界確定済のとき選択可)

- ① 寄付申出書
- ② 登記承諾書
- ③ 登記原因証明情報
- ④ 土地境界立会確認書
- ⑤ 固定資産税・都市計画税非課税申告書
- ⑥ 登記簿謄本 (抵当権抹消後のもの) (写しでも可)
- ⑦ 公図・地積測量図 (分筆後のもの) (写しでも可)
- ⑧ 印鑑証明書の原本 (発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑨ 代表者事項証明書の原本 (※法人の場合)
- ⑩ 隣接地との境界立会確認書の写し

<無償使用の場合> (前面道路が区道のとき選択可)

- ① 無償使用承諾書
 - ② 管理区域立会確認書
 - ③ 固定資産税・都市計画税非課税申告書
 - ④ 登記簿謄本 (写しでも可)
 - ⑤ 公図・地積測量図 (写しでも可)
 - ⑥ 印鑑証明書の原本 (発行後3ヶ月以内のもの)
 - ⑦ 代表者事項証明書の原本 (※法人の場合)
 - ⑧ 隣接地との境界立会確認書の写し
- 【注意】⑧について、ご提出いただけない場合は、区管理区域が隣地境界と異なる可能性があります。

<自主管理の場合> (前面道路の種類問わず選択可)

- 生活道路拡幅整備対象区域の維持管理に関する承諾書 (※公道の場合)

【注意】寄付いただく部分の分筆作業はお客様負担となります。なお、事前に区の担当者が分筆位置が適切かどうか確認いたしますので、中心線判定図受け取り後、協議前にご相談ください。確認前に分筆済で、その位置が適切でない場合には、寄付をお受けできないため、適切な位置で再分筆していただくか、管理方法を再検討していただく必要があります。

6 拡幅整備工事の流れについて

① 区整備

拡幅整備工事は、原則、建築物竣工後、外構工事前に行います。協議書に記載していただいた拡幅整備工事予定日に合わせて、区請負業者から工事担当者の方にご連絡し、日程調整等を行います。なお、協議時に工事担当者や拡幅整備工事予定日が未定の場合は、建築物竣工日の2ヶ月前までに工事担当者氏名及びご連絡先を区工事担当者にお伝えください。また、建築工事完了予定日が早まる場合は、お早めに区の工事担当者までご連絡ください。事前のご連絡がない中での急な日程調整については、ご希望に沿えないことがありますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。なお、外構工事を拡幅整備工事よりも前に行う場合は、立会等を行いますので必ず区にご相談ください。

② 自主整備

区の標準構造図をもとに作成・提出していただいた整備工事施行承認申請書について、区が内容を審査します。審査が通った場合には、区が整備工事施行承認書で通知しますので、その後、拡幅整備工事を行っていただくようになります。工事完了後、速やかに工事完了届等の必要書類（以下★参照）をご提出ください。後日行われる区の完了検査に合格した後、後退済といたします。なお、後退不足や異なる構造等により検査不合格となった場合には再整備していただくこととなりますので、予め区の工事担当者との綿密な打ち合わせをお願いいたします。

★自主整備完了後に提出していただくもの

- ・工事完了届
- ・工事写真（着手前、施工中、施工後、そのほか区の指示があったもの）

7 後退部分に関する固定資産税および都市計画税の非課税申告について

寄付・無償使用の拡幅整備工事を行った場合には、区が非課税申告を代行します。自主管理の拡幅整備工事を行った場合は、後日送付される区作成の現況平面図等により、所有者様等がご自身で都税事務所に申告する必要がありますのでご注意ください。なお、都税事務所が現地調査等を行うなかで、区作成の現況平面図の求積面積と実際に非課税となる面積に差異が生じる場合があります。非課税申告に関するご質問等は、都税事務所までお問い合わせください。

(東京都主税局 中野都税事務所 固定資産税課 土地班 直通 03-3386-1119)

【担当】

●事前相談（中心判定）について

中野区 都市基盤部 建築課 道路判定係（区役所9階10番窓口）

03-3228-5549

●拡幅整備協議・工事について

中野区 都市基盤部 道路建設課 狭あい道路整備係（区役所8階7番窓口）

03-3228-5574

●中野区ホームページ

狭あい道路の拡幅整備事業の案内はこちら

